

教職員の働き方改革について

令和6年12月12日

教育委員会事務局 教職員室

「働き方改革」のねらい

『現在の教師の厳しい勤務実態を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って、自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。』

＜H31文部科学省「学校における働き方に関する取り組みの徹底について＞

教職員の働き方改革の背景（国）

☆平成31年1月25日

●中央教育審議会答申

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための
学校における働き方改革に関する総合的な方策について」

※勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化など、学校における働き方改革の総合的な推進を提言

- 1 学校における働き方改革の目的
- 2 学校における働き方改革の実現に向けた方向性
- 3 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の推進
- 4 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
- 5 学校の組織運営体制の在り方
- 6 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革
- 7 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

教職員の働き方改革の背景（国）

○公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン

「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として制定

上限の目安時間 1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内

1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1か月の超過勤務

100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内

（連続する複数月の平均超過勤務80時間以内かつ、超過勤務45時間超の月は年間6月まで）

○業務の明確化・適正化 <これまで学校・教師が担ってきた業務の在り方を下記のとおり整理>

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
・登下校に関する対応 ・放課後や夜間の見回り ・児童・生徒が補導された時の対応 ・学校徴収金の徴収・管理 ・地域ボランティアとの連絡調整	・調査・統計等への回答等 ・児童・生徒の休み時間における対応 ・校内清掃 ・部活動	・給食時の対応 ・授業準備 ・学習評価や成績処理 ・学校行事の準備・運営 ・進路指導 ・支援が必要な児童生徒や家庭への対応

教職員の働き方改革の背景（国）

●学校における働き方改革推進本部の設置（平成31年1月～令和5年8月）

中央審議会答申を受けて、文部科学大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」を設置し、各種の取り組みを進めてきた。

☆平成31年3月18日 文部科学省事務次官通知

○「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」

- 1 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の推進
- 2 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
- 3 学校の組織運営体制の在り方
- 4 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ

教職員の働き方改革の背景（国）

☆令和6年8月27日

●中央教育審議会答申

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する
総合的な方策について」

- 1 教師を取り巻く環境整備の着実な実施とフォローアップ
- 2 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進
- 3 学校における働き方改革の実行性の向上
- 4 教師の健康及び福祉の確保や柔軟な働き方の推進に向けた取組
- 5 教職員定数の改善や支援スタッフの配置充実
- 6 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成
- 7 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善
- 8 その他教師を取り巻く環境整備の推進に関すること

①学校における働き方改革の更なる加速化 ②学校の指導・運営体制の充実 ③教師の処遇改善を一体的・総合的に推進
について具体的な提言がなされた。

基本方針3 『次代を見据え、大津の教育を活性化する教育改革を行います』

教職員が子どもと向き合える時間を十分に確保できるよう、総合的な働き方改革を進めるなど、持続可能な社会に対応できるよう教育改革を進めます。

アクション3 子どもと市民に信頼される学校づくりと教職員の資質向上

教職員が心身ともに生き生きと教育活動が行えるよう、超過勤務の縮減や健康保持、メンタルヘルス対策などの総合的な働き方改革を進めます。

☆ 目標：教職員の在校等時間の減少（全教職員の月平均時間外在校等時間数の削減）

小・中学校ともに令和元年度の基準値より毎年5%の削減を目標とする。

令和3年度：月平均	小学校	28.5時間	中学校	39時間
令和4年度：月平均	小学校	27.0時間	中学校	37時間
令和5年度：月平均	小学校	25.5時間	中学校	35時間

- ・校務支援システムの導入（H26）
- ・学校給食費の公会計導入（H27）
- ・働き方改革、業務改善にかかる研修の実施
- ・文部科学省「学校業務改善アドバイザー派遣事業」の実施
- ・ストレスチェック事業、産業医の配置、長時間労働者への医師面談
- ・大津市教育委員会働き方改革推進委員会の設置（H29）
- ・大津市立小中学校働き方改革推進委員会の設置（H29）
- ・部活動にかかる負担軽減
（週2日の休養日の設定（H30）部活動指導員の配置、外部指導者の活用）
- ・留守応答電話の運用（H30. 9）
- ・スクールサポートスタッフ（教員業務支援員）の配置（H31. 4）

- ・ 大津市立学校の教員の業務量の管理等に関する規則の制定（R2. 4）
- ・ ICカードによる勤怠管理システムの導入（R3. 4～）
- ・ ストレスチェック事業の充実（管理職研修と職場環境改善研修の実施、メンタルヘルス通信の配信等）
- ・ 学校事務共同実施の取組、地域マネジメント支援室の準備
- ・ 文書分類、メール配信等の市統ルール開始（R5～）
- ・ 保護者連絡ツール「tetoru（テトル）の導入」（欠席連絡・配信等）
- ・ 大津市中学校部活動地域移行検討懇話会の開催（7月、11月、2月開催予定）
- ・ 大津市働き方改革推進委員会の開催（7月、8月、10月、12月開催予定）
 - 1、在校等時間の削減 2、教職員の意識改革 3、負担軽減と業務改善
- ・ 保護者向け「働き方改革リーフレット」作成・配布
- ・ 校務支援システムの更新（勤怠管理システムの導入）

教員業務を支援することで、教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備する。

- (1) 令和元年4月から3校(逢坂小、比叡平小、瀬田中)に配置
- (2) 令和2年4月から6校(真野北小、南郷中、瀬田東小、逢坂小、比叡平小、瀬田中)に配置
- (3) 令和2年9月から新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、消毒業務等の負担を軽減するため54校すべてに配置
- (4) 令和5年度から各校が実情に合わせて工夫を凝らし、教員業務を支援

週3日 1日3時間 年間35週

- 4 経費（予算） 令和6年度 19,153,260円（国、県、市 各1/3負担）
1,782,000円（交通費 市負担） 合計 20,935,260円

5 業務内容

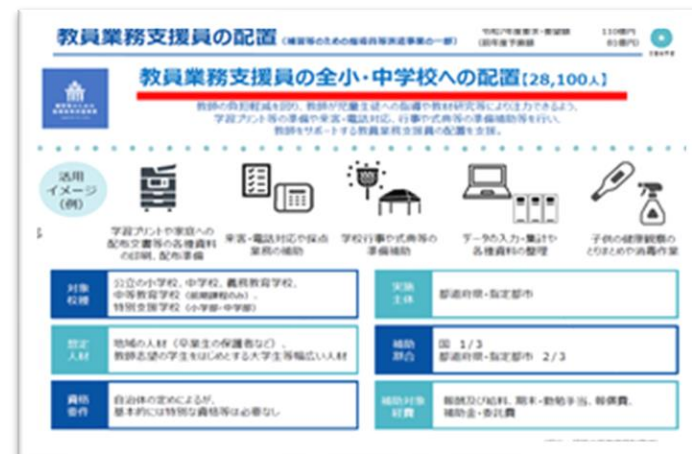
教員業務を支援することで、教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、学校の状況に応じて下記業務を遂行している。

- (1) 授業で使用する教材等の印刷や物品の準備
 - (2) 教材・資料の整理
 - (3) 宿題等の提出物の受け取り・確認
 - (4) 小テスト等の採点補助
 - (5) 学校行事・式典等の準備補助
 - (6) 統計情報や校務支援システム等のデータ入力・名簿の作成補助
 - (7) 電話対応・来客受付
 - (8) 家庭への配布文書の印刷・仕分け
- など

スクールサポートスタッフの配置

6 効果

- スクールサポートスタッフの配置により、教職員が行う消毒作業や印刷、仕分け等の業務が削減された。
- 削減された時間が、子どもたちと向き合う時間につながっている。
- 教材研究や授業準備の時間確保につながっており教員にしかできない業務に注力することができる。
- 効率的に仕事を依頼するために教職員が見通しを持って、計画的に仕事に取り組む視点が身につき、意識の変容が業務改善につながっている。



ICカードによる勤怠管理システムの導入

● ICカード導入（R3～）

教職員の勤務時間を客観的に把握するため、令和3年4月から全校にICカードによる勤怠管理システムを導入し、在校等時間を記録している。ただし、持ち帰り仕事については、自己申告としている。把握した勤務時間の結果を教職員にフィードバックすることにより、教職員自身の健康管理やタイムマネジメントの意識醸成に努めている。

BFさん 超過勤務について 令和4年11月25日

前月のあなたの超過勤務時間は、70 時間でした。(前4月は、62 時間)

近3ヶ月の平均は、__ 時間です。 近3ヶ月の平均は、__ 時間でした。

超過勤務が4ヶ月連続で発生した。原因による超過勤務を希望、なぜか?

☐ はい ☐ いいえ

「はい」の場合、その理由を下記から、1つ選んでください。

☐ 1 前日翌朝に休職を希望していたため

☐ 2 休職中に休職を希望することで勤務が回復していたため

☐ 3 仕事の内容が複雑で勤務が回復しないようになっていたため

☐ 4 疲労感があるが休職と関係なく、業務を続ける必要はない

☐ 5 疲労感はなく、休職と関係ない

画面の右下、緑の星のボタンを押してください。(重要)

時間

画面右下まで提出してください。

勤怠管理システム

フィードバック

大津市働き方改革推進委員会より 保護者向け「働き方改革」リーフレット配布



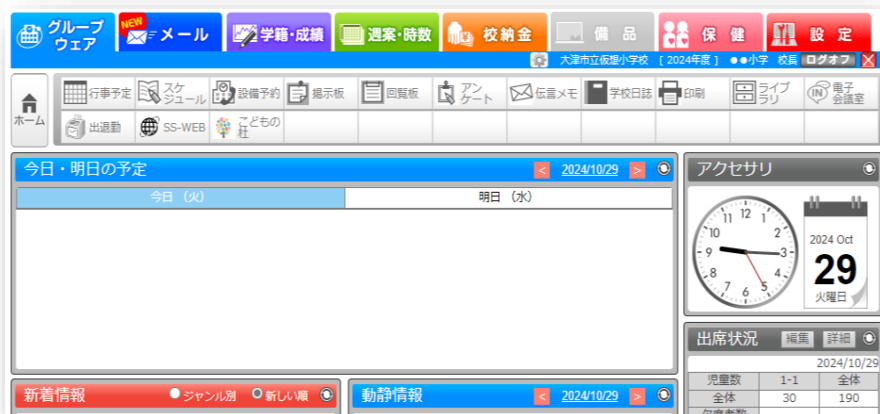
令和6年9月

校務支援システムの更新 <出退勤管理>

●今年度末の『校務支援システムの更新』により・・・

教職員の勤怠管理機能が追加されることになりました。

タッチパネル用端末(令和7年2月配備予定)で打刻をした出退勤情報が、校務支援システムに反映されます。また各自の校務用パソコンの校務支援システム上で、休暇や出張等の申請などが可能になる予定です。



超過勤務時間の管理や集計、また報告等が、より客観的に正確にできるようになるとともに、簡素化されることで、管理職の業務改善、超過勤務時間の縮減が期待されます。

教職員の超過勤務時間・月45時間超える割合①

年間の月平均超過勤務時間

年間	小学校	中学校
令和3年度	36.3時間	43.5時間
令和4年度	35.2時間	43.3時間
令和5年度	33.1時間	41.6時間
県平均 (令和5年)	38.5時間	46.7時間

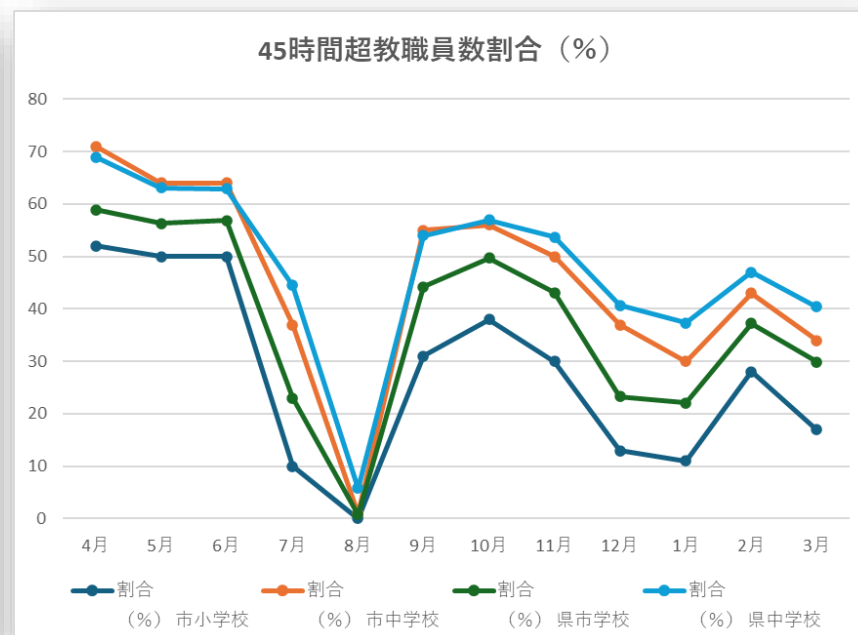
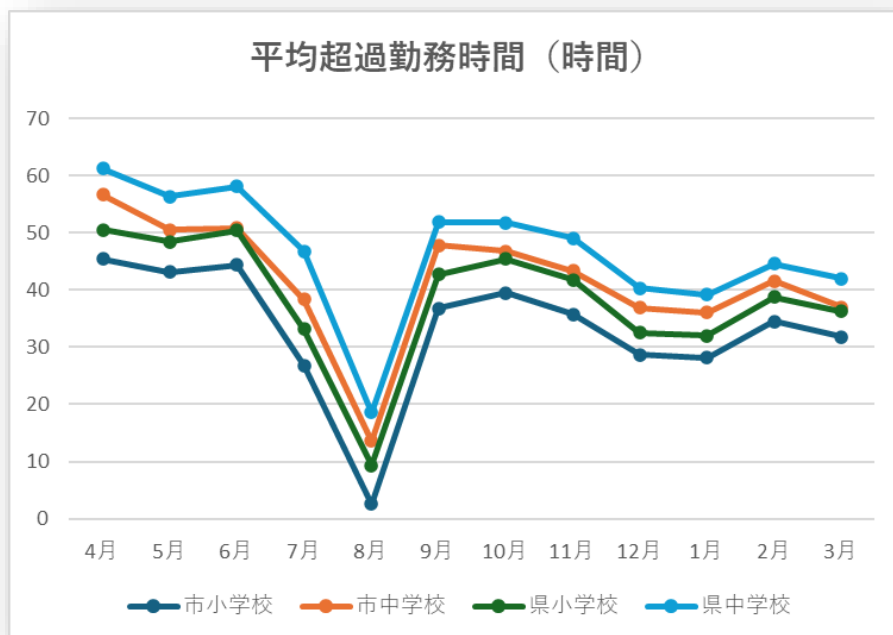
年間の月超過勤務が45時間を超える割合

年間	小学校	中学校
令和3年度	33%	46%
令和4年度	32%	49%
令和5年度	28%	45%
県平均 (令和5年)	37%	48%

- 年々少しずつではあるが、着実に減少している。
- 令和5年度で小学校28%、中学校で45%の教職員が1ヵ月あたりの超過勤務時間が45時間を超えている。

教職員の超過勤務時間・月45時間超える割合②

文部科学省の発表では、月45時間超の超過勤務を行っている小学校教員の割合は【64.5%】、中学校は【77.1%】と依然として高く、「取り組みを加速化させる必要がある」と述べた。



引き続き、国や県の動向にも注視しながら、さらなる「削減」と「働きがい」の両輪で働き方改革を進めていく

- 留守応答電話の運用により、小学校は18:00、中学校は季節によって18:00、18:30、19:00の留守応答が定着し、放課後の時間確保につながっている。
- スクールサポートスタッフの配置により、印刷、仕分け等の業務が削減され、教職員が子どもと向き合う時間や教材研究の時間に充てられている。
- スクールサポートスタッフの配置により、教職員が見通しを持って仕事に取り組めるように教職員の意識が変容してきた。
- ストレスチェック事業の充実により、ストレスチェックの健康指標である「総合健康リスク」の値が全国平均値より、20ポイント程度低い値を示している。
- ICカードの導入により、より客観的な在校等時間の把握ができるようになった。
- ICカードの導入により、超過勤務時間が見える化され、それらを教職員にフィードバックすることにより教職員自身の働き方に対する意識改革が前進した。
- ICT機器の活用により、欠席連絡のメール化や通信等の配信など業務改善や効率化に取り組んでいる。
- 令和3年度以降、年平均超過勤務時間は、着実に減少している。

- 年々減少はみられるものの、超過勤務時間が、高止まりし、横ばい状態にある。
- 超過勤務時間が月45時間を超える教職員が、小学校で28%、中学校で45%となっている。
- R5年度月平均超過勤務時間は、小学校で33.1時間、中学校41.6時間



- 滋賀県全体と比較すると大津市は、令和5年度の月平均の超過勤務時間では小学校で5.4時間、中学校で5.1時間低い数値を示しているが、大津市が策定した「第3期大津市教育振興基本計画の成果目標」の『令和5年度月平均超過勤務時間小学校25.5時間、中学校35時間』には現状では至っていない。

- 一年の中で特に年度初めの4月の超過勤務が多い。年平均と比べても小学校12時間、中学校15時間増加している。
- 管理職の超過勤務時間の割合が高い。
- 小学校においては、教職員の朝の出勤時間が早い傾向にある。
- 中学校においては、超過勤務時間における部活動の占める割合がとても大きい。

(コロナにより部活動中止 R3年4/26～5/18
校内のみ、8/19～10/1、1/29～3/4 部停)

中学	9月	2月
令和元年	51.3	37.5
令和3年	34.1	33.3
令和4年	49.4	42.1
令和5年	47.8	41.6

- 教職員のさらなる意識改革。

ICカードによる勤怠管理を始めた、令和3年度とコロナ禍が概ね落ち着き、通常の学校生活に戻った令和5年度を比較すると、本来であれば、超過勤務時間が大幅に増加することも予想されたが、大幅な増加は見られなかった。

逆に、年々少しずつではあるが、減少の傾向が見られた。引き続き、取組を推進していく必要はあるが、これらは各校における「働き方改革」に対する意識の醸成とこれまで実施してきた取組の成果であると考えられる。

現在策定中の『第4期大津市教育振興基本計画及び大津市教育大綱』の基本方針2「すべての子どもが安心して学べる教育を推進する」の実現に向け、教職員の専門性の向上を図るとともに、教職員が働きがいをもって業務に取り組めるよう、さらなる働き方改革を推進していく必要がある。



教職員1人ひとりが『働きがい』を持って、健康に業務に取り組めるよう
「学校における働き方改革」を推進するために・・・

- 更なる啓発および意識改革に努め、勤務時間の管理を徹底していく。
- 働きやすい教育環境・職場環境の整備。
- 働き方改革推進委員会において実効性のある具体策を発信していく。
- 年度初めにおける業務改善・超過勤務縮減を図っていく。
- 小学校における学年担任制(教科担任制)のさらなる拡充に努める。
- 開発的生徒指導の推進を図っていく。
- ICT機器の更なる活用により、業務の効率化に取り組んでいく。
- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の学校運営への参画を推進。
- 地域の多様な人材の活用に努める。家庭や地域の力を学校に生かす取組。
- 中学校休日部活動地域移行について、検討を進めていく。